

エスノメソドロジー・会話分析研究会規約

第1条（名称）

- 1 本会はエスノメソドロジー・会話分析研究会と称する。
- 2 本会の略称をEMCA研究会とする。
- 3 本会の英語名称をJapanese Association for Ethnomethodology and Conversation Analysisとする。英語略称をJapanese Association for EMCA、ならびに、JAEMCAとする。

第2条（目的）

本会は、エスノメソドロジーおよび会話分析の研究を推進し、この分野における研究者間の連絡、交流を促進することを目的とする。

第3条（会員）

本会は、エスノメソドロジー、会話分析の研究に関心をもつ者によって組織される。

第4条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するためつきの活動を行う。

- (1) 研究会、シンポジウム、ワークショップ等を開催すること。
- (2) ニュースレターを発行すること。
- (3) 他の研究団体と連絡・協力を行うこと。
- (4) その他前条の目的を達成するのに必要な事業を行うこと。

第5条（会員総会）

本会は、少なくとも毎年1回会員総会を開催する。

第6条（役員）

- 1 本会の事業を行うため、役員として、世話人若干名と監事1名を置く。
- 2 世話人は、会員の投票により、会員の中から選出される。世話人は、総会と世話人会の決定にもとづき、本会の事業を実施する責任を負う。
- 3 監事は会員総会において互選される。監事は会の事業の実施および会計を監査する。
- 4 世話人の中の1名のもとに事務局をおく。事務局は、本会の運営に必要な連絡・調整の事務にあたる。
- 5 事務局は、定期的に世話人会を招集し、事業について協議、決定する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、役員の任期満了後において、それぞれの任務を行う者がないときは、新役員が選出されるまで、前役員が事務を行う。
- 7 本条に規定するほか、役員の選出手続については、別に定める。

第7条（入退会）

- 1 本会に入会または本会を退会するためには、世話人会による承認を得なければならない。
- 2 退会者は、滞納期間の会費相当額を納入することによって、再入会の資格を得る。この場合、会費は再入会年度のものとし、3年分の一般会員の会費（ただし、世話人会が特別の事情があると認めた場合はこのうちの一部または全部を学生会員の会費とすることができる）を上限とする。
- 3 滞納期間中に刊行された機関誌などの配布を受ける権利は、退会によって失われる。
- 4 再入会の手続きは、新入会の場合に準ずるものとする。

第8条（会費）

- 1 本会の会員は会費を納入しなければならない。
- 2 会費は一般会員年額1500円、学生会員年額1000円とする。ただし特別の必要が認められる場合には、世話人会は年度内に限りこれを変更することができる。
- 3 会費を3年間滞納した者は、世話人会における退会審議の対象となる。

第9条（会計）

- 1 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。
- 2 本会の会計は、年度ごとに、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第10条（規約の変更）

本規約は総会出席者の3分の2以上の同意がなければこれを変更することができない。

付則

- 1 本規約は、第6条を除いて、1997年12月23日から適用される。
- 2 本規約の第6条は、次期の役員選出のときから適用される。
- 3 次期の役員が選出されるまでの間、暫定的に、会の事業の実施及び会計を監査するため、総会において、1名の監事を互選するものとする。この監事の任期は、現在の世話人の任期が終わるまでとする。

付則

- 1 事務局担当世話人は、対外的には本会の「代表」を称することができる。
- 2 本規約の第1条第2項は、2003年11月9日から適用される。
- 3 本付則は、2003年11月9日から適用される。

付則

- 1 高等教育機関およびこれに準じる教育機関に在籍し学生証を保持するもの（研究生を含む）は、自己申告によって学生会員となることができる。
- 2 本規約の第7条は、2004年12月11日から適用される。
- 3 本付則は、2004年12月11日から適用される。

付則

- 1 本規約の第1条第3項は、2006年10月30日から適用される。
- 2 本付則は、2006年10月30日から適用される。

付則

- 1 本規約の第8条3項は、2015年10月24日から適用される。
- 2 本付則は、2015年10月24日から適用される。

付則

本規約は2020年6月20日から施行する。